

令和6年3月6日（水曜日）

予算決算委員会厚生分科会

第3委員会室

出席委員

中西祥子、金内義和、阿野れい子、三輪敏之、  
仁野央子、竹中隆一、萩原唯典、岡部敦吏、  
牧野圭輔

【厚生委員会（市民局）の審査】

開会

12時56分

市民局

12時56分

送付議案説明

- ・議案第1号 令和6年度姫路市一般会計予算
- ・議案第12号 令和5年度姫路市一般会計補正予算  
（第8回）

質疑

13時02分

（質問）

最近、市は子どものために予算をかけて、高齢者福祉を軽んじているのではないかという声を聞く。生涯現役推進費について、令和4年度と比較して約1,000万円の減額となっている理由は何なのか。

（答弁）

様々な予算が少しずつ減額されたためであり、例えば老人クラブに対する補助の考え方を見直したことで減額になったというわけではない。

（質問）

生涯現役に関する施策は、前市長のときから継続して実施している元気な高齢者を支える大切な施策だと思うが、地域活動団体への支援の在り方についてどのように考えているのか。

（答弁）

地域の子ども会や婦人会、老人クラブの組織は、人口減少により加入者が少なくなり、地域単位で個々に運営していくことがだんだん困難になってきているという声をよく聞く。

そのような中、地域の中には、自治会組織の中で1つの大きな組織をつくって、その中で高齢者部会や婦人部会、子ども部会としてそれぞれ役割を担っていくような検討を進めているところもある。

そのような取組がうまくいくようであれば、他の地

域に情報共有を行うなど横串を刺すような支援ができないか検討を深めていきたい。

（要望）

現在は、老人クラブに加入せずとも個々に様々な楽しみを見つけられたり、老人クラブに加入してしまうと役職に就かなければならないことをちゅうちょする人が増えたりと、老人クラブの在り方も時代とともに変わってきている。

老人クラブだけでなく、元気な高齢者の活動を支援する様々な仕組みについて、引き続き検討してもらいたい。

（質問）

公民館を利用した多世代交流事業について、子どもの公民館の利用促進を目的とした多世代交流事業を実施するに当たり、15館について各20万円を支給するとあるが、どのような形で実施しようと考えているのか。

（答弁）

詳細な実施内容について議論しているところであるが、行政から取組内容を指示することは好ましくないと思っている。

新たに設置したWi-Fi環境を活用して、例えば、寺子屋事業や子どもの居場所づくりなど既に行っている先進的な事業をさらにブラッシュアップするなどして、新たな多世代交流に関する取組を行ってみたいと考えている。

当該事業は、従来からある公民館の年間予算に上乗せする形で費用を支出する予定であり、15館を前提に募集をかけるものの、15館で応募を締め切るとは現時点では考えていない。

今回の取組をモデルケースとし、他の公民館にも横展開することで、公民館全体の活性化につなげていきたい。

（質問）

公民館でWi-Fi環境が使用できるようになったのは、令和6年3月1日からなのか。

（答弁）

そうである。

（要望）

比較的高齢者の利用が多い中、多世代交流を通して、様々な形で公民館を活用してもらおうことは大変よい

ことであり、新たな取組を有効に活用し、他の公民館にも積極的に周知されたい。

また、必要に応じて回線容量を増強するなど、Wi-Fi環境のさらなる整備にも努められたい。

(質問)

霊きゅう自動車使用料について、令和6年度予算として360万円を計上しているが、一般的には宮型霊柩車をあまり利用しなくなっている傾向がある。今後の在り方についてどのように考えているのか。

(答弁)

宮型霊柩車の利用件数は年々減少気味であり、コロナ禍で急減してしまっただが、令和5年度は令和4年度より微増するような推移をたどっている。

大規模な会館であれば自前のリムジン等を所持しているところもあるが、一部でまだ宮型霊柩車の利用を望む声もあり、最近増えている家族葬の小さな会館では利用率が高いところもある。

今後利用件数の減少が止まらないのであれば、赤字も生じているため見直しする必要があると思っているが、しばらくは状況を注視していきたいと考えている。

(質問)

有価物含有灰引取収入として3,776万7,000円が計上されているが、有価物が含まれている残骨灰を売却して収入を得ていることを市民に広く理解してもらえよう周知の方法について、どのように考えているのか。

(答弁)

市民には、葬儀の申込みのときに、葬儀会社を通じて残骨灰の売却益の活用を周知するお知らせを手渡しているケースが多いと思うが、そのような周知では不十分であるという指摘は真摯に受け止める。

残骨灰の売却益を活用して火葬場などの様々な費用に充てていることを市民に理解してもらえよう、効果的な周知方法を検討していきたい。

(質問)

連合自治会行政事務委託料が2億1,140万6,000円計上されているが、連合自治会への委託事務についてどのように考えているのか。

(答弁)

毎年、市長宛てに連合自治会正副会長名で提出され

る要望書を基に、自治会アンケート等も参考にして予算要求を行っており、今後も他部署と連携の上、自治会への事業委託に対する負担軽減を図っていききたい。

(質問)

自治会業務を民間委託した場合の試算をしたことはあるのか。

(答弁)

広報文書の配布に関して言えば、市内の隅々まで1軒1軒配送しなければならず、1件当たり配送が幾らという式で単純に計算することができないため、実際に試算したことはなく、試算は非常に困難であると考えている。

しかしながら、現在、自治会に委託している事業と同様のものを民間委託するとなると、現状の委託金額では全く足りないと考えている。

(質問)

特定の地区総合センターでは、自治会の負担軽減のため、センター職員が市からの配布物の仕分け業務を代行に行っているようだが、不公平ではないのか。

(答弁)

全ての状況を把握できているわけではないが、職員倫理課がそのような現状を把握するため、地区総合センターのリーダー館を巡回したと聞いている。

地域への支援を行うに当たりどこまでが適切な事例に当たるのか、線引きは非常に難しいところではあるものの、明らかに不適切なものは改善していく必要がある。

委員の指摘のとおり、地域によって取扱いが異なるのは好ましくないことであり、今後はしっかりと現状把握した上で、適正に対応していきたい。

(要望)

現在、地区総合センターで実施している地元支援のための試験的な取組が、今後市内全域に広がるのであれば問題ないが、特定の地区総合センターだけが継続して行っていることは不公平だと思うため、実態把握に努められたい。

(質問)

市民相談経費について492万円計上されているが、相談に関する報酬はどのようにになっているのか。

(答弁)

法律相談以外の各種相談事業では相談員の報酬は

支払っておらず、ボランティアのような形を取っている。しかしながら、相談員から報酬に関する相談もあり、どのような形が一番よいのか検討していきたい。

(質問)

法テラスの法律相談援助等を受けるためには資力基準などの条件があるが、行政相談・市政相談を受けるに当たり、何か条件はないのか。

(答弁)

特に条件は設定していない。

(質問)

四郷町見野の国有林の借受けについて、国と契約を更新するという話があったが、どのぐらいの面積を幾らの借地料で借り受ける予定であるのか。

(答弁)

国有林の借受面積については、現行が 8,424 平米で、契約更新後には 1 万 1,466 平米になる予定である。

借地料については、土地の単価が下がっており、新たな面積で計算すると、地区総合センター費の中の使用料及び賃借料から年間 9 万 4,000 円を支出することとなる予定であり、現在国と調整している。

(質問)

今回の契約を締結するに当たり、公有財産運用委員会に諮っているのか。

(答弁)

諮っている。

(質問)

いつ諮ったのか。

(答弁)

令和 6 年 2 月 13 日に開催した同委員会で承認をもっている。

(質問)

どのような理由で諮ったのか。

(答弁)

借受けの理由としては、今までと同様に、地域交流事業等で活用するために当該国有林を国から借り受けるというものである。

契約の変更理由としては、従前は当該国有林の使用面積として約 8,400 平米で計算していたものの、改めて現地で測定し直した結果、1 万 1,466 平米になったため、その面積で契約し直したいというものである。

(質問)

公民館を利用した多世代交流事業について、例示に挙げられている寺子屋事業は、どのようなものを想定しているのか。

(答弁)

公民館を子どもたちの居場所として提供してもらい、地域住民や教職員 O B 等に勉強を教えてもらったりすることで、交流が生まれるようなイメージをしている。

既に、子どもたちの学習場所として、空き会議室を開放している公民館もある。

(質問)

専属の講師による勉強会を実施したり、教職員 O B をボランティアとして招聘したりといった固定した取組ではなく、子どもの居場所づくりのために、各地域において様々な形で考えていくようなイメージでよいのか。

(答弁)

そのとおりである。

## 役職定年者及び退職者挨拶

### 市民局終了

13時37分

【厚生委員会（健康福祉局）の審査】

## 健康福祉局

15時12分

### 送付議案説明

- ・議案第 1 号 令和 6 年度姫路市一般会計予算
- ・議案第 4 号 令和 6 年度姫路市国民健康保険事業特別会計予算
- ・議案第 5 号 令和 6 年度姫路市介護保険事業特別会計予算
- ・議案第 6 号 令和 6 年度姫路市後期高齢者医療事業特別会計予算
- ・議案第 12 号 令和 5 年度姫路市一般会計補正予算（第 8 回）
- ・議案第 14 号 令和 5 年度姫路市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 回）
- ・議案第 15 号 令和 5 年度姫路市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 回）

## 質疑

15時27分

(質問)

現在、本市には障害児・者の相談支援等を行う施設として総合福祉通園センター・ルネス花北があるが、新たに開設するこどもの育み支援センターはどのような位置づけの施設となるのか

(答弁)

ルネス花北は、障害児・者支援の専門的な施設のため、相談するにも若干気後れする場合があることや、実際に相談できるまでの待機期間も非常に長くなってきていることから、姫路獨協大学と連携し、より気軽に子どもの発達に関する相談ができる窓口として開設するもので、診断やその他の療育につなげていく施設とすることを考えている。

現在、市東部にある中央保健センター北分室を同大学に移転して北保健センターとし、その中に新たに開設するもので、北分室の保健師等のスタッフもともに移動し、北部地域の乳幼児健診等についてもそこで実施する予定である。

なお、移転前の施設には高齢者部門に関する相談窓口機能は残り、引き続き看護職が対応する。

(質問)

対象となる子どもの年齢制限は特に設けないのか。

(答弁)

年齢については、特に制限を設けない方向で考えている。

3歳児健康診査などで保健師から少し発達に遅れがあるのではないかと指摘を受けた幼児や、すぐに発達障害と受け入れがたい状態の学齢期の児童・生徒についても、気軽に相談してもらえるような施設にしていきたいと考えている。

(質問)

デジタル・ディバイド対策の推進について、スマートフォンの購入時にポイント付与による補助を行うとあるが、スマートフォンの新規購入時だけでなく機種変更時にも対象になるのか。

(答弁)

現時点では、高齢者向けなどの機能制限があるスマートフォンで、姫路市民アプリ「ひめパス」に対応していない機種から変更する場合も補助対象にしたいと考えている。

(質問)

こどもの育み支援センターの開設に伴い、中央保健

センター北分室の相談窓口の機能はどうか。

(答弁)

引き続き、高齢者を中心とした保健福祉サービスセンターとしての機能は残し、対応できる範囲で看護職が相談を受け付ける。

現在の中央保健センター北分室は駐車場が狭く、今以上の事業拡大が困難である。加えて、本来であれば乳幼児健診は、毎月、適切な月齢で実施することが理想であるが、地域の子どもの数が減少し毎月の実施が不可能となってきている状況もあるほか、従来、中央保健所で実施していた乳幼児健診もこどもの未来健康支援センター「みらいえ」に会場を移し、かなり遠くなったという状況から、旧3町を含めた北部住民の利便性を向上させるという意味で、こどもの育み支援センターの開設を行うものである。

(要望)

移転前の施設に高齢者の相談窓口が残ることを、地域住民に丁寧に周知されたい。

(質問)

近年、放課後等デイサービスの利用者が急増しているが、本市の事業所数は不足していないのか。

(答弁)

令和5年10月1日から適用された姫路市障害福祉サービス等支給決定基準において、放課後等デイサービスの基準支給量を1月当たり14日から19日へ引き上げたことから、令和6年2月に事業所の利用の実情を確認するため事業者アンケートを実施したところ、「新規利用者を断らざるを得ない。」「利用できない人が増加した。」などの意見があったことから、事業所数は不足しているものと感じている。

(質問)

市内のブロックにおける配置状況としては、どうか。

(答弁)

計画上、ブロック単位の考え方を導入していないが、市内ブロックには、おおよそ満遍なく事業所は配置されていると考えている。

(要望)

事業所数不足の原因の1つは、児童指導員など専門職の人材不足であると思われることから、必要な人材の確保及び定着の促進等における有効な措置をしつ

かりと検討されたい。

(質問)

生活保護費の令和6年度予算額は、令和5年度と比較して2億6,700万円の増となっているが、生活保護受給者は実際どの程度増加しているのか。

(答弁)

被生活保護世帯は、令和6年1月末現在、対前年比で1.75%増加している。

(質問)

生活保護受給者は前年から大きく増加していないということなのか。

(答弁)

それほど増加していない。

しかしながら、このたび補正予算を要求するに至った理由としては、令和5年10月から生活保護法による保護基準が改正され、生活扶助基準額が若干増加したことに加え、1日当たり約2,000万円負担している医療扶助が、うるう年で1日増えている分多くなっていることも影響している。

(質問)

生活保護受給者に対する就労支援について、どのように取り組んでいるのか。

(答弁)

就労能力、就労意欲があり、障害や病気など、就労を妨げるものがなく、適切な就労支援を行えば自立の可能性がある被保護者約150人に対して、就労支援員を活用した支援等を行っており、可能な限り就労による自立の促進に努めている。

(要望)

生活保護を利用せずとも自立することができるよう、きめ細やかな就労支援に取り組まれない。

(質問)

医療対策費について、地域医療対策事業費が令和5年度と比較して令和6年度は約2.5倍の予算額になっているが、なぜなのか。

(答弁)

地域医療対策事業費は、総務省消防庁が提供する#7119の短縮番号を用いて行う救急安心センターひめじ事業分の増である。本市においては令和6年1月15日から事業参入しており、令和5年第3回定例会の一般会計補正予算(第3回)で令和6年1月から3

月までの3か月分の事業費等を要求した。

令和5年度の当初予算には当該事業費等は計上しておらず、令和6年度から年間の負担金約3,200万円を計上しているため、前年と比べて予算額が増となっている。

(質問)

看護師確保対策助成事業費について、令和5年度と比較して令和6年度は約5.3倍の予算額になっているが、なぜなのか。

(答弁)

同事業費は、姫路市医師会看護専門学校への運営助成である。同校は、閉校した姫路市准看護高等専修学校を引き継いで建物を整備し平成17年度に開校したもので、築20年が経過しており、空調機器など機械関係の大規模改修を進める必要が生じた。

そのため、同校への大規模改修分の助成を臨時的経費として要求したものである。

(質問)

同校施設の大規模改修は、看護師の確保対策に係る助成事業とどのような関係があるのか。

(答弁)

同校の卒業生の7割以上が市内の医療機関に就職している事情を考慮したほか、現状の空調機器のままでは学習にも支障が生じていることから、改修費を助成しようとするものである。

(質問)

南西部後医療機関運営等助成事業費について、令和5年度と比較して令和6年度は約2.5倍の予算額になっているが、なぜなのか。

(答弁)

現在、南西部医療を担っているツカザキ病院を運営する三栄会は、社会医療法人という救急医療やへき地医療、周産期医療など特に地域で必要な医療の提供を担う公的な医療法人に認定されており、法人税の一部が免除されているほか、固定資産税が非課税となっている。

しかしながら、統合再編に伴う病院整備という特殊事情もあり、製鉄記念広畑病院と同様に、三栄会広畑病院は開院当初から社会医療法人の認定機関と認可されなかった。認可されるまでの2年間は、本来不要であった税負担が生じることが判明したため、安定

的な南西部医療提供体制を確保する観点から運営支援を行うものである。

(質問)

当該運営支援は、令和5年10月24日に、姫路市と社会医療法人三栄会が、南西部医療提供体制の確保等に関する連携協定を締結したことによる取組であるのか。

(答弁)

同協定は、三栄会は社会医療法人という公的医療機関であり、今後、公的な役割も担ってもらいたいと考えていたところ、三栄会から申出もあったことから締結したものである。

このたびの運営支援は、議会において、病院の統合再編の中で南西部地域の医療提供体制を確保するため、平成29年に県立はりま姫路総合医療センター(仮称)の整備に関する決議が可決されたことに基づき、三栄会広畑病院の安定した運営を維持するために実施するものである。

(質問)

議会の議決によるものということは十分理解しているものの、三栄会広畑病院を優遇し過ぎではないのか。

(答弁)

三栄会広畑病院の開設についてはかなり特殊事情があり、製鉄記念広畑病院の閉院後、市南西部には基幹病院がなくなり、医療が空白状態になってしまうことから、可能な限り速やかに後医療機関を開設するために、そのまま病院施設を買い取って新しい病院を整備してもらう必要があった。

そのことに起因する必要な費用に対する助成を行うものである。

(質問)

本来不必要であった税負担が生じることは、事前に分からなかったのか。

(答弁)

三栄会、県及び本市の3者で後医療機関のことを協議していたときには認識していなかったが、実際に運用を開始してみると、当初の想定とは異なる税負担が生じていることが判明した。

**健康福祉局終了**

**15時48分**

**【厚生委員会の意見取りまとめ】**

**意見取りまとめ**

**16時08分**

・分科会長報告について

正副分科会長に一任することに決定。

**意見取りまとめ終了**

**16時09分**

**閉会**

**16時09分**